



# 広報 6月 ひまわり

令和8年6月発行  
栃木県小山警察署 野木交番  
0280-56-1703

## 覚醒剤・大麻等薬物乱用の防止

### 薬物ってどんなもの？

覚醒剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止又は制限されています。

これらの薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。



**令和6年12月12日より、大麻規制に関する改正法が施行され、大麻は持っけていても、使っけても犯罪です！！**

～ 大麻は違法薬物 自分の未来は自分で守る ～

## 外国人の 不法滞在・不法就労防止



### 不法就労とは？

### にご協力ください！

○不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと

○働くことが認められていない在留資格の外国人が許可なく働いてお金を稼ぐこと

**外国人を雇用するときは、  
パスポート、在留カード等で「在留資格」の確認を！**

## 栃木県警察防犯アプリ

～とちぎポリス～

- ・ 犯罪発生等のマップ機能
- ・ 防犯ブザー機能

